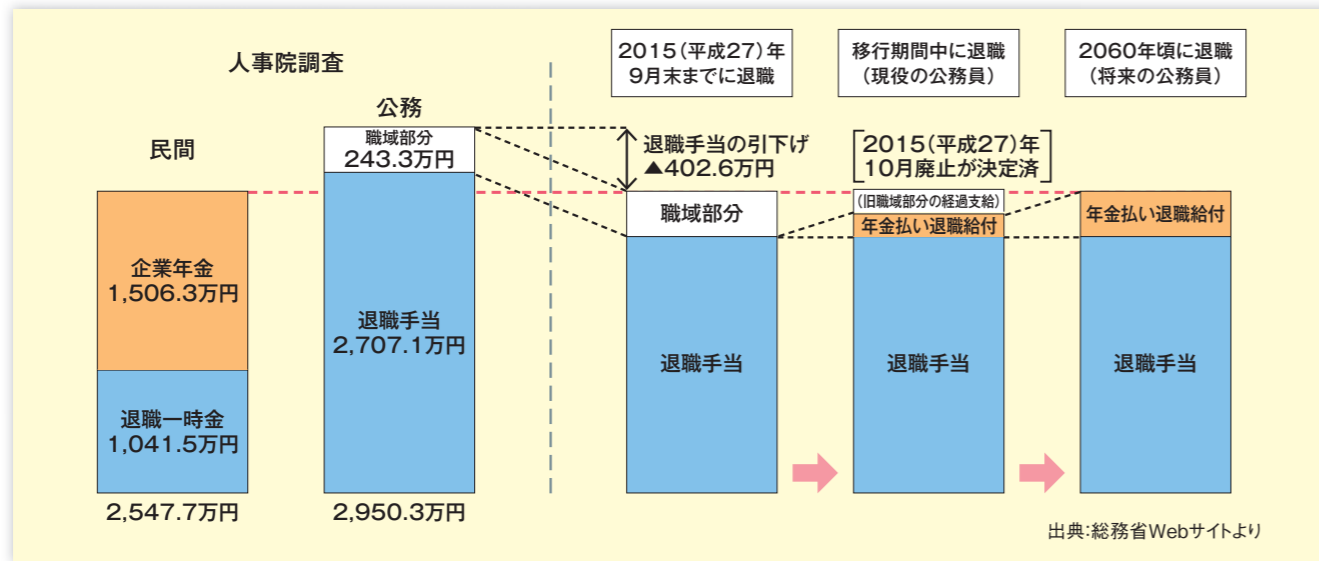


# 国家公務員退職手当法が改正

2012(平成24)年11月26日に退職給付(退職金+年金(事業主分))における官民較差の解消を図るため「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)が成立し、2013(平成25)年1月1日から施行されました。今回の改正は、退職給付のうち、一時金である退職手当の水準引下げにより、官民較差の解消を図るものです。ここでは、今回の国家公務員退職手当法の改正についてご紹介します。



国家公務員の退職手当については、2012(平成24)年3月に人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告(2012(平成24)年7月5日)をふまえ、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(2012(平成24)年8月7日閣議決定)に基づき、退職給付における官民較差(退職給付全体の官民較差約403万円)の解消等(平成25年1月からの退職手当の段階的引き下げ等により措置)が図られることとなりました。

国家公務員の退職手当は、職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続・功労報償を基本的性格としており、国家公務員退職手当法に基づき、支給されています。

現行の国家公務員の退職手当制度については、2006(平成18)年度から、従来の退職理由別・勤続年数別支給率に係る「基本額」部分に、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する職責ポイントとしての「調整額」部分が加わっています。

今回の官民較差の解消のための退職手当の引き下げは、この基本額に係る支給率の「調整率」を段階的に引き下げる(改正前の100分の104から2014(平成26)年7月1日以降には100分の87)ことにより、措置されることになっています。これにより、勤続年数20年以上の定年等退職者の退職手

当の水準は2707.1万円から2304.5万円に約14.9%引き下げられることとなります。

なお、この調整率は1973(昭和48)年から長期勤続者の退職手当について、官民の退職金給付水準の比較に基づく調整のために設けられてきたものですが、今回の改正では、すべての退職者に適用されるものとなっています。このことから、自己都合退職者の退職手当に係る調整率に関しては、100分の100から100分の87に引き下げられることとなります。

また、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るために、早期退職募集制度を導入するとともに、1985(昭和60)年に創設された定年前早期退職特例措置の内容を拡充することとなっています。これらの法改正部分の施行期日や拡充後の同特例措置の具体的内容については、政令で定めることとなっていましたが、本年5月に、国家公務員退職手当法施行令の改正が行われ、定年前15年以内の一定の退職について、定年までの残年数1年あたり3%退職手当の基本額を割り増す(従前は定年前10年以内について、残年数1年あたり2%の割増し)こととなりました。また、施行期日政令も制定され、これらの法改正部分の施行については、本年11月1日(定年前に退職意思を有する職員の募集等の導入については、本年6月1日)からとなりました。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)

退職給付(退職金+年金(事業主分))の官民均衡を図る観点から、以下の対応を行う。公務員の退職給付の在り方については、人事院調査及び被用者年金一元化法附則第2条を踏まえ、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」において検討し、報告書がとりまとめられた。

- 当面の退職給付の官民較差は、退職手当の支給水準の引下げにより調整。
- 職域部分廃止後の官民均衡は、退職給付の一部として、年金払いの退職給付をゼロから保険料を積み立てて設けることにより確保。

国家公務員退職手当法の支給率の段階的引下げ(早見表)

勤続年数	平成24年12月31日まで		平成25年1月1日～		平成25年10月1日～		平成26年7月1日以降	
	自己都合	定年	自己都合	定年	自己都合	定年	自己都合	定年
1	0.6	1.0	0.588	0.98	0.552	0.92	0.522	0.87
2	1.2	2.0	1.176	1.96	1.104	1.84	1.044	1.74
3	1.8	3.0	1.764	2.94	1.656	2.76	1.566	2.61
4	2.4	4.0	2.352	3.92	2.208	3.68	2.088	3.48
5	3.0	5.0	2.94	4.9	2.76	4.6	2.61	4.35
6	3.6	6.0	3.528	5.88	3.312	5.52	3.132	5.22
7	4.2	7.0	4.116	6.86	3.864	6.44	3.654	6.09
8	4.8	8.0	4.704	7.84	4.416	7.36	4.176	6.96
9	5.4	9.0	5.292	8.82	4.968	8.28	4.698	7.83
10	6.0	10.0	5.88	9.8	5.52	9.2	5.22	8.7
11	8.88	13.875	8.7024	13.5975	8.1696	12.765	7.7256	12.07125
12	9.76	15.25	9.5648	14.945	8.9792	14.03	8.4912	13.2675
13	10.64	16.625	10.4272	16.2925	9.7888	15.295	9.2568	14.46375
14	11.52	18.0	11.2896	17.64	10.5984	16.56	10.0224	15.66
15	12.4	19.375	12.152	18.9875	11.408	17.825	10.788	16.85625
16	15.39	21.375	15.0822	20.9475	14.1588	19.665	13.3893	18.59625
17	16.83	23.375	16.4934	22.9075	15.4836	21.505	14.6421	20.33625
18	18.27	25.375	17.9046	24.8675	16.8084	23.345	15.8949	22.07625
19	19.71	27.375	19.3158	26.8275	18.1332	25.185	17.1477	23.81625
20	23.5	30.55	23.03	28.7875	21.62	27.025	20.445	25.55625
21	25.5	32.63	24.99	30.7475	23.46	28.865	22.185	27.29625
22	27.5	34.71	26.95	32.7075	25.3	30.705	23.925	29.03625
23	29.5	36.79	28.91	34.6675	27.14	32.545	25.665	30.77625
24	31.5	38.87	30.87	36.6275	28.98	34.385	27.405	32.51625
25	33.5	41.34	32.83	38.955	30.82	36.57	29.145	34.5825
26	35.1	43.212	34.398	40.719	32.292	38.226	30.537	36.1485
27	36.7	45.084	35.966	42.483	33.764	39.882	31.929	37.7145
28	38.3	46.956	37.534	44.247	35.236	41.538	33.321	39.2805
29	39.9	48.828	39.102	46.011	36.708	43.194	34.713	40.8465
30	41.5	50.7	40.67	47.775	38.18	44.85	36.105	42.4125
31	42.7	52.572	41.846	49.539	39.284	46.506	37.149	43.9785
32	43.9	54.444	43.022	51.303	40.388	48.162	38.193	45.5445
33	45.1	56.316	44.198	53.067	41.492	49.818	39.237	47.1105
34	46.3	58.188	45.374	54.831	42.596	51.474	40.281	48.6765
35	47.5	59.28	46.55	55.86	43.7	52.44	41.325	49.59
36	48.7	59.28	47.726	55.86	44.804	52.44	42.369	49.59
37	49.9	59.28	48.902	55.86	45.908	52.44	43.413	49.59
38	51.1	59.28	50.078	55.86	47.012	52.44	44.457	49.59
39	52.3	59.28	51.254	55.86	48.116	52.44	45.501	49.59
40	53.5	59.28	52.43	55.86	49.22	52.44	46.545	49.59
41	54.7	59.28	53.606	55.86	50.324	52.44	47.589	49.59
42	55.9	59.28	54.782	55.86	51.428	52.44	48.633	49.59
43	57.1	59.28	55.86	55.86	52.44	52.44	49.59	49.59
44	58.3	59.28	55.86	55.86	52.44	52.44	49.59	49.59
45	59.28	59.28	55.86	55.86	52.44	52.44	49.59	49.59

出典:総務省Webサイトより